

## 社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団 役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償等について、必要な事項を定める。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。ただし、事業団の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- 2 常勤の理事の報酬は月額をもって支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員には、理事会、評議員会等への出席等、必要の都度、報酬として定額を支給する。なお、評議員については定款第8条で定める金額の範囲内とする。
- 4 報酬は、法令に基づき控除すべき金額がある場合は、その金額を控除して支給するものとする。
- 5 月の途中における常勤の理事の就退任の場合には、当該常勤の理事について定められている支給月額を就任の場合は翌月から、退任の場合は当月に全額支給し、日割計算は行わない。

### (報酬の額)

第4条 理事及び監事の報酬総額は、年間750万円以内とする。

- 2 常勤の理事の報酬月額は、別表1に定める額とする。
- 3 非常勤役員及び評議員に対して支給する報酬の額については、日額8,000円とす

る。ただし、会議等に要した時間が2時間未満の場合には4,000円とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、宮崎市職員の身分を有する役員等にあつては、理事長が別に定める職務に従事した場合を除き、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団旅費規程の別表第1から別表第2までの支給対象者1について定める額とする。

- 3 第1項に規定する費用弁償としての旅費の支給方法、支給条件及び支給手続きについては、事業団職員の例による。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第6条 役員等の報酬及び費用弁償の支給については、次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事については毎月21日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休日にあたる場合は、その日前において、その日に最も近い日で日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日とする。

- (2) 常勤の理事以外の役員等については、必要の都度、支給する。

(宮崎市からの派遣職員に関する特例)

第7条 宮崎市からの派遣職員については、第3条から第6条までの規定は適用せず、「職員の派遣に関する協定書」によるものとする。

(公表)

第8条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月22日から施行する。

別表 1 常勤の理事の報酬

職名	月 額
理事長	300,000 円
副理事長	309,000 円

※ 報酬の他に通勤費を支給する。